**県民の日記念行事小瀬会場への出展について**

**１　出展基準**

県民の日記念行事小瀬会場への出展基準は、次のとおりとする。

（１）県民の日にふさわしい出展であること。

①　次の３つの目的のいずれかにつながるもので、個人、企業又は専ら営利を目的とするものでないこと。

・　郷土について理解と関心を深めること。

　　　・　郷土愛を育むこと。

　　　・　豊かな郷土を築くこと。

②　出展等の内容が、法令及び公序良俗に反するもの又はその恐れのあるものでないこと。

　　③　出展団体は、山梨県暴力団排除条例を順守し、「誓約書」を実行委員会に提出すること。（国及び地方公共団体、公益法人、社団法人、財団法人を除く）

また、出展団体の構成団体・構成者については、出展団体が誓約書を提出させ、出展団体の責任において山梨県警察本部に照会を行うこと。

（２）環境への配慮のため、出展の際に発生したごみは、出展団体が責任をもって持ち帰ること。

（３）県民の日小瀬会場において「対象火気器具」を使用する出展者（露店等）は、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の規定により、出展場所に「消火器」の設置義務があるので遵守するとともに、別紙「出展テントでの火気使用に係る留意事項について」に基づき、必要な書類を出展計画書に必ず添付して実行委員会に提出すること。

また、出展にあたっては、火災予防条例、同施行規則、火災予防施行規程に準拠し、自らが管理する出展テント（露店等）の防火安全対策の措置を責任を持って行うこと。

**※　消火器の設置が必要な「対象火気器具」には、用途（食品調理、暖房等）や熱源（電気、ガス、石油、木炭等）を問わず、使用に際して火炎や発熱が生じる器具全般が該当します。（外見上、火が出ない器具も該当します）**

（４）出展に係る搬入車両及び関係者車両の管理については、県民の日記念行事実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指示に従い、来場者の駐車台数を確保するため、乗り合わせ等により出展団体の駐車台数の削減を行うこと。

また、体育館北側と中央通路のインターロッキング部分については、車の乗り入れが禁止となるため、絶対に乗り入れないこと。

（５）その他、会場管理全般について、実行委員会の指示に従うとともに、別に定める出展計画書類を期限までに提出すること。

**２　出展承認**

実行委員会は、１の出展基準に基づき、総合的に出展計画の審査を行い、出展の承認を行い別途通知する。

**３　出展計画の変更**

２の承認を受けた出展団体は、計画の内容に変更が生じた場合には、速やかに実行委員会に変更計画の提出を行うものとする。

**４　出展の取消**

実行委員会は、３の変更の計画の内容又は出展を承認した後の内容において、１の出展基準に適さないと判明した場合は、出展の承認を取消しすることができる。

**５　その他**

・出展ブースでは、各団体の紹介や、山梨にゆかりのある産品についての啓発に努めること。

・移動販売車等による出展は会場のレイアウト、警備の都合上、原則認めない。

**「県民の日記念行事小瀬会場」出展計画書類**

**１，２は、全団体に該当　　※出展する構成員ごとに作成すること**

**１　出展計画書、出展規模調、出展平面図**

**（別紙１、別紙２、別紙２添付書類、様式１―１～１－３）**

**２　小瀬スポーツ公園制限行為の内容（様式２）**

県民の日記念行事小瀬会場において、山梨県都市公園条例第４条に規定する販売、展示、集会、チラシ等の配布、火気使用等の制限行為を行う者は、制限行為の許可が必要なため、別添様式に記載のうえ、実行委員会に提出すること。

**※　物品販売（制限行為）に対しては、山梨県都市公園条例第９条に規定する使用料が徴収されます。**

**○使用料　　　１日　　６００円×１．１**

**○占用料　　　１日１㎡　４４円×１．１（1㎡未満は切り上げ）**

**例）10㎡（３坪テント）出展の場合、１，０４０円/日×１．１**

**出展場所で火気器具を使用する場合に該当**

**３　出展テントでの対象火気器具等一覧表（様式１－４）**

県民の日記念行事小瀬会場において、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例に規定する「対象火気器具」を使用する者は、火災予防計画（実行委員会が消防本部に提出）の作成に必要なため、別紙「出展テントでの火気使用に係る留意事項について」に基づき、別紙様式により記載のうえ、実行委員会に提出すること。

なお、「対象火気器具」を使用する者は、火災予防条例の規定により、出展場所に「消火器」の設置が義務づけられているので遵守すること。

**※　使用に際して火炎や発熱が生じる器具（外見上、火が見えない物も含む）は、用途や熱源（電気、ガス、石油、木炭など）の種類に限らず、消火器の設置が必要な「対象火気器具」となります。**

**飲食物を提供する場合に該当**

**４　提供食品の概要（様式３）**

県民の日記念行事小瀬会場において、食品の提供等を行おうとする者は、別紙「イベント等における食品取扱いの指導指針」に規定する食品の取扱いを遵守し、当該通知第３に基づく相談書（実行委員会が保健所に提出）の作成に必要なため、別添様式に記載のうえ、実行委員会に提出すること。

**酒類提供及び販売を行う場合に該当**

**５　酒類提供及び販売に係る誓約書（様式４）**

県民の日記念行事交流広場において、酒類提供及び販売を行おうとする者は、別に定める取扱方針により、誓約書を提出すること。